faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

vol.67
2025年
冬号

特集

司法書士の一日に密着！



Q&A 司法書士なんでも相談室
・引越しにより土地・建物の権利証を紛失！
・父の相続で、20年音信不通の兄の存在は無視できる？

しほたんの知っトク！ 不動産登記の住所・氏名変更が義務化されます

連載 司法書士の本棚『アムンセンとスコット』

特集

司法書士の一日に密着！

司法書士は、市民の皆様にとっての「身近な法律家」。
とはいえ、やっぱり法律に関する職業でなんだか近寄りがたい感じがするし、
そもそも何をしている人なのかイマイチわからない……。
そんなふうに感じている方も多いのでは？
そこで今回の特集では、ある司法書士の一日を密着取材。
「司法書士って、毎日どんな仕事をしているの？」という疑問に、
少しでもお答えできればと思います。

ある一日のスケジュール



T・M司法書士

タクシー運転手を経て、2015年に40歳で司法書士試験に合格。翌年、司法書士登録・開業。成年後見を中心に相続登記や遺言関連の業務を地域密着で手掛けるほか、家庭裁判所の調停委員や公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートの委員なども務める。

司法書士になった経緯

私はもともとタクシーの運転手をしていました。高校卒業後にタクシー会社に入社し10年ほど勤務した後に独立して個人タクシーを営んでいたのですが、東日本大震災をきっかけに、「困っている人の役に立つ仕事をしたい」と思い立ちました。タクシー運転手をしながら司法書士の資格試験の勉強をして、約4年で合格。若い頃は勉強する意味がわからなくて嫌いでしたが、この試験勉強は「社会の役に立つための勉強」と思ったら、がんばれました。司法書士登録後の新人研修で、さまざまな業務について先輩司法書士から話を聞いたのですが、その中で「自分がやりたいのはこれだ」と一番強く思ったのが、知的障害や精神障害、認知症などで判断能力が不十分な方を法律の専門家として支援する成年後見です。開業して約10年、成年後見を中心に業務を続けています。

7:30

事務所に出勤し、今日の業務に関する準備と、その他の書類作成やメール対応など



日中は外出が多くなるので、朝の時間を利用して、事務所でやらなければならない事務仕事を集中してこなします。

8:30

登記申請（オンライン）

不動産登記などの登記申請はオンラインでできるのですが、受付開始が朝の8時半からなのです。忙しさに紛れてうっかり忘れることがないように、それまでに準備をしておいて8時半になったらすぐに申請のボタンを押すようにしています。

9:00

訪問先への移動中に、SNSで情報の確認



SNSはよく利用します。他の司法書士の書き込みを読んで情報収集したり、他の司法書士の参考になると思うケースを情報発信したりという使い方が多いです。

10:00

公正証書遺言作成の証人立会い（本人が入院中の病院にて）



病院などから外出できない方が遺言書の作成を望まれる場合、公証人と共に司法書士が証人として入院先に伺うことがあります。司法書士はお亡くなりになった後の遺言執行者も兼ねている場合が多いので、単に書面だけでなく伝えたい思いなどもお聞きして、ご遺族にその方の最後の様子と共にメッセージをお伝えするようにしています。

11:30

昼食
カフェオレを飲んで休憩しながらSNSで情報の確認



甘いものが大好き。カフェオレも砂糖入りです。頭を使うと糖分が欲しくなるのかも？（笑）

13:00

成年後見の被後見人宅を訪問



司法書士が成年後見を受任するのは、ご家族がいないか離れて暮らす認知症の高齢者などが多いです。そのため、一人暮らしのお宅への定期訪問では、毎回「どなたですか？」と言われるようなことも多いです。そんなときに大切にしているのは、笑顔。借金取りと間違われても、毎回名刺を渡して笑顔で明るく挨拶をしています。

14:30

事務所に戻り、メール対応や電話で新規相談の予約対応



15:30

事務所で相談関係の相談を受ける



ホームページを見てお電話いただいた方と事務所で面談し、相続登記でお困りのことについて伺いました。1年ほど前からは地域の図書館で、仲間の司法書士3人と無料法律相談会を月に1回開催していて、そちらでご相談を受けることもあります。

16:30

法務局で完了謄本を取得



朝に申請した完了謄本を受け取りに法務局へ。郵送でも対応してもらえるのですが、人生の節目となることも多い不動産登記や商業登記の書類は、折り目のないきれいな状態で依頼人にお渡ししたいので、自分で受け取りに行くようにしています。

18:00

司法書士会館（四谷）でのリーガルサポートの委員会に出席



私が委員を務める公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務を行う全国の司法書士が会員となって成年後見制度を通じ高齢者・障害者の権利擁護を行う団体です。委員会では、情報交換や勉強会のほか、パブリックコメントへの対応なども協議します。

20:30

帰宅

委員会の後は、仲間の司法書士と親睦を深める飲み会でした。帰って明日に備えて休みます！



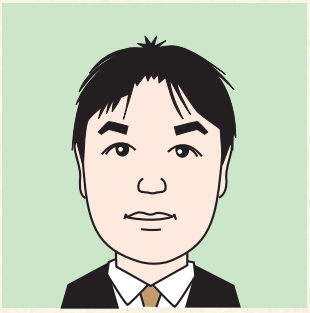
Message

超高齢社会で今後ますますニーズが高まる成年後見をはじめ、相続登記の義務化など、司法書士が皆様にお知らせしたりサポートする必要のあることは多いと思います。地域での相談会などは、まだ手探りのところはありますが、「知らない司法書士の事務所に連絡するのは怖い」という方のハードルをなるべく下げたいと考えています。ぜひ、あまり構えずなんでも司法書士に相談してみてくださいね。

司法書士といっても、実は、人によって得意分野や働き方はさまざまです。
ここでは、元実業団野球選手という前歴を生かして活躍する司法書士と、
司法書士事務所に勤務する女性司法書士の一日をご紹介します。

ある一日のスケジュール

9:00　始業。当日の不動産売買の登記情報を確認
10:00　不動産売買（決済）の立会い
11:30　銀行や役所をまわって必要書類の受け取り・収集
13:00　事務所に戻って簡単に昼食。当日の不動産売買の登記申請（オンライン）
14:00　相続登記に関する相談を受けに、顧客を訪問
15:30　法務局に行き、完了した案件の登記事項証明書等を取得
16:30　事務所に戻り、完了案件の整理と新規案件の書類作成や翌日の準備など
21:00　帰宅



I・J司法書士
新宿区で個人事務所を開業。法人顧客の不動産登記や商業登記、債権譲渡登記などを多数手掛ける。

■大変なこと

移動には多くの時間を取られます。不動産売買では必ず現地での立会いがありますし、必要書類を集めるために銀行や役所をまわるのにも時間がかかります。昼食は合間に短時間で済ませることが多くなりますね。

■仕事で心掛けていること

不動産売買では、まれに詐欺の案件を耳にすることがあります。司法書士の役割は登記を無事に完了させることですが、不正な取引によるトラブルの防止も使命の一つと考えています。売買の立会いに臨む前には書類や依頼内容を精査するのですが、気をつけて見ているとちょっとした違和感を覚えることもあります。書類の偽造やなりすまし等は、当事者の本人確認、意思確認を徹底することで、事前に食い止められるよう努めています。

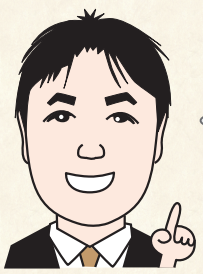
■司法書士になった経緯

26歳まで実業団で野球をしていました。選手引退後には、何か人の役に立つ仕事がしたい、いずれは独立したいと考えました。司法書士を選んだのは、「法律に困っている人って結構多いな」と感じたためです。試験に合格してから司法書士事務所で約4年間勤務した後、独立。今も野球関係の人脈は生きていて、独立して約15年経ちますが、仕事はほとんどが昔の仲間や知人から繋がっているものです。



■やりがいを感じる瞬間

法律のプロとして信頼して任せていただき、その案件がうまくいったことでその方の幸せに少しでも貢献できたときが、やっぱり一番です。



●メッセージ

司法書士は職務上、税理士や弁護士などとの繋がりも強いです。そのため、法律に関することで困ったり、問題が複雑でどうしていいかわからないときは、とりあえず司法書士にご相談いただければ、事情をお聞きした上で、適切な専門家を紹介することもできます。まずは、あまり構えずに相談にいらしてください。少しでも安心していただけるように適切なサポートができればと考えています。

司法書士の探し方

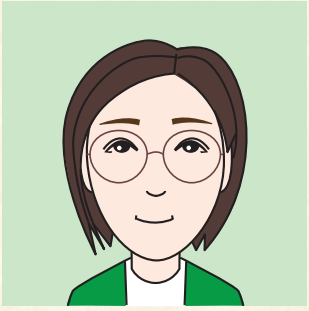
相談したいことがあるけど、知っている司法書士がいない。そんなときにあなたのお近くの司法書士を探せるのが、日本司法書士会連合会の「しほサーチ」。全国の司法書士が、スマートフォンやパソコンの地図上で探せます。
他に、東京司法書士会ホームページの「司法書士検索」や、司法書士ホットライン（裏表紙参照）に電話でお問い合わせいただくこともできます。

「しほサーチ」はこちらから

https://souzoku.shiho-shoshi.or.jp/lp/

ある一日のスケジュール

10:00　不動産売買（決済）の立会い
11:30　決済の立会い後、銀行や役所をまわって必要書類を収集
13:00　事務所へ戻り、立会いをした不動産売買の登記申請（オンライン）
14:00　昼休憩
15:00　メールの確認・返信、郵送物の確認など
16:00　お客様へ郵送する書類のチェック・郵送
17:00　翌日の不動産売買（決済）の立会いの準備
19:00　商業登記に必要な捺印書類を作成し、郵送などの準備
21:00　帰宅



T・A司法書士
都内の司法書士法人に勤務。売買・相続による不動産登記、商業登記、相続相談などを主に担当。

■仕事で心掛けていること

ご相談を受けたときには、「わかりやすい回答」ができるよう心掛けています。そのために、ご相談者の「知りたいポイント」を捉えるように努めています。法的なことは正確性が重要ではあるのですが、「誤解のないように、伝え漏れのないように」ということばかりに気を取られていると、話が細かくなりすぎて、逆にわかりにくくなってしまうので。

■目指すこと、目標

「相談した方の気持ちが少しでも軽くなる司法書士」を目指しています。法的な知識も重要ではありますが、ご相談者が安心できるように、司法書士としてより多くの経験を積み、経験からもお話しできるように努めていきたいと考えています。

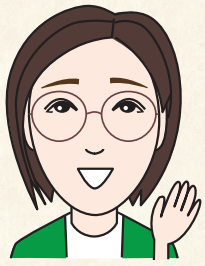
■司法書士になった経緯

大学卒業後は企業に勤めていました。10年ほど勤めたときに、今後の自分の働き方を考え、能動的に働くことができるように資格の取得を考えました。そのときに「司法書士」という資格に出会いました。それまで法律の勉強はしたことがなかったのですが、勉強していくうちに、今まで知らなかったこと、知らないままやり過ごしていたことを知ることができました。資格取得後は事務所に所属し、司法書士として働いて約2年になります。



■やりがいを感じる瞬間

ご相談者から「ありがとう」と言っていただけたときに、やっていて良かったと思います。



●メッセージ

相続については「何から始めたらいいのかわからない」「誰に頼めばいいのかわからない」というお悩みを耳にすることが多いです。法人のお客様からは、「設立時の登記以外に、その後も登記申請が必要となることを知らなかった」「知ってはいても業務が忙しく登記申請に時間をかけることができない」などといった声もお聞きします。そんなときにはぜひ、気軽に司法書士にご相談いただければと思います。それぞれの方に合ったご提案をさせていただきます。

司法書士なんでも相談室



身の回りで起こるトラブルや悩み事。
法律の専門家なら、解決のための
アドバイスができることがあります。
このコーナーでは、皆様のお悩みに
司法書士が答えていきます。

Q1 引越しにより土地・建物の権利証を紛失してしまいました。どうしたらよいでしょうか。

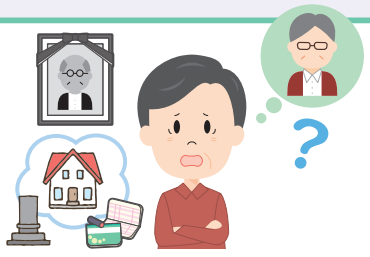


A 不動産の権利証(「登記済証」または「登記識別情報」)は紛失しても、その理由がなんであれ再発行ができません。不動産を売却する、担保に入れるなどの登記手続の際に必要なものですが、権利証がない場合は、以下の3つの方法で不動産の持ち主本人であることを証明し登記を進めることが可能です。

①司法書士などの有資格者に「本人確認情報」を作成してもらう ②何も添付せず申請し、登記申請後、法務局から所有者へ確認書が郵送され、返信することで本人確認を行う ③登記手続の委任状などに、公証人から本人が作成したものであると認証を受ける

もし権利証の盗難の可能性がある場合は、不正に登記をされてしまうリスクがあるので、まずは警察に盗難届を出しましょう。その上で法務局に申出をすると一定期間(通常3か月)不動産の登記が制限される不正登記防止申出制度や、登記識別情報の失効申出もありますので、司法書士にご相談ください。

Q2 20年前に家を出たきり音信不通の兄がいます。父が亡くなり相続が発生したのですが、兄の存在は無視できるのでしょうか。



A 残念ながら、音信不通のお兄さんを無視して他の相続人だけで相続手続はできません。お兄さんの行方を探し出し連絡を取って意思を確認する必要があります。この場合、まずはお兄さんの戸籍の附票等を取得し、住所を調べます。住所が判明し、居住していることが確認できて連絡がついた場合には、お兄さんを含めた相続人全員で相続手続を進めます。連絡がついても相続手続に協力してもらえない場合には、家庭裁判所へ遺産分割調停を申立てて手続を進めることができます。居住していることが確認できない、どうにも連絡が取れない場合には、家庭裁判所へ不在者財産管理人の選任申立てや失踪宣告の申立てをすることになります。不在者財産管理人が選任された場合には、お兄さんの代理人として不在者財産管理人とそれ以外の相続人全員で遺産分割協議が可能です。失踪宣告が出された場合は、法律上死亡したものとみなされるので、原則としてお兄さん以外の相続人全員で相続手続を進めることができます。

しほたんの知っトク！



不動産所有者の皆さん、
ご注意ください

令和8(2026)年4月1日から
不動産登記の住所・氏名変更が義務化されます

不動産の所有者の住所や氏名に変更があった場合、不動産登記の住所・氏名を変更する必要があります。現在は義務ではありませんが、令和8(2026)年4月1日からは、変更から2年以内に登記を申請することが法律で義務化されます。申請を怠った場合には最大5万円の過料に処せられる可能性があります。

こんな方が対象です



結婚、離婚、養子縁組等で
氏名が変わった方



引越しをして
住所が変わった方



法人名や所在地を
変更した企業・団体

※令和8年4月1日以前に変更があった場合でも、令和10年3月31日までに登記申請が必要です。



こんな「うっかり」にご注意を！

結婚や離婚で姓が変わり、
銀行や役所では
変更手続をしたが、
登記だけ旧姓のままに
なっている。



（不動産の所有者が法人の場合）
商業登記の本店移転登記はしたが、
不動産登記の住所変更登記をしていない。

（注意）商業登記については、
本店移転や役員の住所氏名変更の
申請は変更から2週間が期限です！





**過去の住所変更や氏名変更について
「登記していないかも……」と心配な方は、
「登記情報提供サービス」で確認ができます**

「登記情報提供サービス」は、登記所が保有する登記情報をパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。利用には事前登録が必要（個人・法人どちらも可）で手数料が1件あたり数百円かかりますが、法務局の窓口に行かなくても登記の内容を確認することができます。

※登記事項証明書の交付はできません。必要な場合は、法務局の公式サイトから交付請求するか、不動産の所在地を管轄する法務局窓口で申請してください。

「登記情報提供サービス」は
こちらから

司法書士の本棚



『アムンセンとスコット』

本多 勝一 著（朝日新聞出版）

20世紀初頭にあったノルウェーのアムンセン隊とイギリスのスコット隊による南極点への到達レースの様子を克明に記したノンフィクション。

目標を達成する瞬間は一瞬だけれども、目標達成までの準備にはその何倍もの時間を費やすのが、人生だと思います。受験や部活動、数多くの方が、そんな風に感じる瞬間が今までの人生、一度や二度あったのではないでしょうか？

「準備10年　成功5分」この言葉は、人類で初めて南極点に到達したノルウェーの極地探検家ロアルト・アムンセンの言葉です。そして、私が何十回と読み返した大好きな一冊が、本多勝一著『アムンセンとスコット』です。本書は、ロアルト・アムンセンとイギリスの探検家であり海軍大佐のロバート・スコットによる国をかけた南極点到達レースを実際の日記や記録に基づいて纏めたドキュメンタリーです。人類初の南極点到達という偉業を成し遂げたアムンセン隊と帰途に遭難し全滅という悲劇に見舞われたスコット隊の明暗を分けた背景が克明に綴られています。想像を絶する過酷な環境の土地では、準備不足の一つが、判断ミスの一つが、取り返しのつかない悲劇を招きます。プロフェッショナルとは？リーダーとは？チームとは？そんな問いかけをしてくれる本です。時に残酷なまでに合理的なアムンセンですが、彼は人情深くロマンティストであり、理想的なリーダーであったのでしょう。また、悲劇の人スコットは、最期まで紳士であり、壮絶な最期に涙を禁じ得ません。二人の偉大な探検家の冒険譚としても、ビジネスの視点から見ても、読み応えのある一冊です。



Profile

小笠原 理絵（おがさわら りえ）

司法書士（東京司法書士会所属）。平成22年開業。イチローと同年代のロスジェネ。趣味はスポーツ観戦で野球、サッカー、格闘技などジャンルを問わず熱戦を楽しむことがリフレッシュ。仕事では「話を聞く」ことがモットー。

私のとっておき

帰宅して玄関のドアを開けると、ダッシュして迎えに来てくれる我が家の子供たち。写真は、長男の空君、二男の陸君です。他に長女の姫ちゃんもいます。本当は全員集合で写真を撮りたいのですが、なかなか三匹揃って写真を撮らせてくれません。みんなお利口さんですが、家の中では完全に私のストーカー。どこに行くにも付いてくるので、出勤時は心が痛いです。今日も首を長くして待っていてくれているはずです。





東京司法書士会の活動

Activity Report

北陸三県の司法書士会と「Uターン・Iターン相談会」開催

「身近な法律家」として市民に寄り添う司法書士ですが、地域によって人数に偏りが見られるなどの課題も抱えています。その実情を把握し改善につなげていくため、東京司法書士会は2025年11月1日（土）に、福井県、石川県、富山県の各司法書士会と共同で「北陸三会合同Uターン・Iターン相談会」を開催しました。

北陸三県の各司法書士会の会長や実際にUターンやIターンを経験した司法書士が、各地域での司法書士業務の実情について講演。「東京と比べて一人の司法書士が多様な業務に取り組む機会が多い」「地域のつながりを通して業務がもたらされることが多いため、一つの業務に真摯に取り組んだ結果が次の業務につながりやすい」といった共通点がある一方、同じ北陸でも地域特有の事情や県民性があることも浮かび上がりました。



相談会が行われた東京司法書士会館の会議室にて

消費生活イベントに出展し相続登記義務化を周知

東京司法書士会は、2025年10月24日（金）、25日（土）に新宿駅西口広場イベントコーナーで開催された「交流フェスタ2025」に、ブースを出展しました。消費生活について楽しく学べるイベントで、消費者団体や事業者、行政、大学によってパネル展示や体験コーナー、クイズラリーなどが行われ、多くの方が来場されました。東京司法書士会は、2024年4月に申請が義務化された相続登記についてリーフレットやポスターなどでPRしました。

また、当日はクイズラリーが実施され、東京司法書士会のブースでは「相続登記の申請が義務になったこと」をテーマとしたクイズを出題。ブースをまわってスタンプをもらう多くの参加者に、楽しみながら相続登記の申請義務化について正しい知識を知っていただきました。



東京司法書士会のブース前で来場者を迎える公認キャラクターのしほたん



司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿（くじやど）」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙

東洲斎写楽「三世坂東彦三郎の帯屋長右衛門」
（さんだいめばんどうひこさぶろうのおびやちょうえもん）

ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

fdro ファーロ

ファーロ faro 2025 winter vol.67 ／2025年12月25日発行

発行元：東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL.03-3353-9191
発行責任者：駒木宏之
編集人：渡邉芳生、手代木美保、見原哲哉、加藤安樹子、佐藤マリン、稲場康容
制作：株式会社エフビーアイ・コミュニケーションズ　印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、予告なく変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん



遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

友人とのお金の貸し借りで困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる





不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには？

弟と遺産争いに…

隣家と境界線でトラブルに

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00～15:45

平日(月～金曜)

03-3353-2700

夜 17:00～19:45

水・木曜(祝日除く)

042-540-0663

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方(東京在住の方のみ)を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

(東京司法書士会事務局)

平日 9:00～12:00/13:00～16:30



東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

会って相談したい

2か所の相談センターがあります。まずは、ご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
(JR四ツ谷駅から徒歩5分)

WEB予約はこちら
https://www.tokyokai.or.jp/consultation/form1

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00～12:00/13:00～16:30

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます(女性の方のみ)。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
(JR立川駅から徒歩6分)

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00～16:00

もめ事を当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決を目指します

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせはこちら

03-3353-8844

平日 9:00～12:00/13:00～16:30

オンラインでも相談できます

ご自身のパソコン・タブレット・スマートフォンなどを通じて、相談が行えます。

ご予約・お問い合わせは、こちらから

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード(Uni-Voice)です